

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	神戸植物防疫所坂出支所
部署の業務内容	坂出・丸亀港及び高松空港において輸出入される植物類の検疫等、輸出用野菜種子・盆栽等の栽培地検査、果樹母樹のウイルス検査、支所管内の庶務・会計事務

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	苦情相談窓口及び入口に「ご意見箱」をもうけている。常に申請・照会者に対しては、わかりやすく、親切丁寧にこころがけ対応している。また、申請・照会者から、苦情等はなく、評価を受けていると理解している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情相談窓口で受け付け、担当及び上司と相談の上、速やかに対応することになっている。内容によっては、上部機関に協議をして対応することになっている。対応結果については、全て上部機関に報告するとともに職員全員に供覧し情報の共有化を図ることになっている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	高松・詫間統廃合関係、EU向け五葉松盆栽等栽培地検査関係等重要案件について、関係者に対して説明会を開催した。 なお、説明会において、特段の苦情等がないことから関係者は、一定の理解を得られたと思われる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振 興と消 費者の 利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入穀類等不合格による消毒処置
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	植物防疫所の全ての業務は、日本の農業生産の安全及び助長を図ることを目的に行われており、この目的が図れることが国民の健康を守ることと理解しているため。 なお、国内に病害虫の侵入を未然に防ぐことにより、国内の農産物を安全に安定的に供給されることは、国民の健康への悪影響を未然に防止している。 また、検査の抽出量、病害虫の発生状況の把握等については、科学的に裏付けられたデータを基に解析し、方法等を決定し検査業務等を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			